

再犯防止関係用語集



広島地方検察庁
刑事政策総合支援室



目次

- 再犯防止に関する用語..... 1
- 刑事司法手続に関する用語..... 3
- 法務省関係機関に関する用語..... 10
- 矯正施設に関する用語..... 16
- 参考資料..... 17

索引

■ あ		■ さ		■ な	
入口支援.....	9	再入者.....	8	認知件数.....	6
医療観察制度.....	9	再犯者.....	7		
		再犯者率.....	6	■ は	
■ か		再犯の防止等の推進に関する法律... 1		罰金刑・科料刑.....	4
改善更生.....	2	再犯防止推進計画.....	1	犯罪をした者等.....	2
改善指導.....	16	再犯防止推進計画加速化プラン... 1		被疑者.....	7
家庭裁判所.....	10	再犯率.....	6	非行少年.....	8
仮釈放.....	5	作業.....	16	被告人.....	7
起訴.....	3	社会復帰調整官.....	13	微罪処分.....	3
矯正管区.....	12	受刑者.....	8	不起訴.....	4
矯正施設.....	10	初入者.....	8	婦人補導院.....	11
矯正処遇.....	16	初犯者.....	7	法務技官.....	12
協力雇用主.....	14	全部執行猶予.....	5	法務教官.....	11
禁錮刑・拘留刑.....	4	ソーシャル・インクルージョン... 2		法務少年支援センター.....	11
刑事施設.....	10			保護観察.....	8
刑の一部執行猶予.....	5	■ た		保護観察官.....	13
刑法犯.....	6	地方検察庁.....	10	保護観察所.....	13
刑務官.....	11	地方更生保護委員会.....	15	保護司.....	13
検挙.....	3	懲役刑.....	4		
検挙率.....	6	出口支援.....	9	■ アルファベット	
検察官.....	10	特別調整.....	15	SDG s.....	2
検察庁.....	10	特別法犯.....	7		
更生緊急保護.....	14				
更生保護.....	14				
更生保護サポートセンター.....	14				
更生保護施設.....	14				
コレワーク.....	12				

再犯防止に関する用語

17ページ以降（「参考資料」）に、以下の概要を掲載しています。

- ・再犯防止推進法（P17）
- ・再犯防止推進計画（P19）
- ・再犯防止推進計画加速化プラン（P20）

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年12月に公布・施行されました。

再犯防止推進計画

再犯防止推進法に基づき、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間に政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。同計画には、5つの基本方針、7つの重点課題について115の具体的施策が盛り込まれており、5年ごとに検討・変更が加えられます。平成29年12月に閣議決定されました。

【7つの重点課題】

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化等
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

再犯防止推進計画加速化プラン

再犯防止推進計画に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させるプランです。令和元年12月に犯罪対策閣僚会議で決定されました。

【重点的に取り組むべき3つの課題】

- ①満期釈放者対策の充実強化
- ②地方公共団体との連携強化の推進
- ③民間協力者の活動促進

再犯防止に関する用語

犯罪をした者等

再犯防止推進法第2条では、「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」と定義しています。

犯罪をした者等とは、

- ・警察において微罪処分となった者
- ・検察庁において起訴猶予処分となった者
- ・裁判所において罰金を科せられた者
- ・裁判所において刑の全部執行猶予になった者
- ・矯正施設に入所した者

などを指します。

改善更生

犯罪をした者等が、犯罪や非行をしたことを反省するとともに責任を自覚し、生活態度を改めて、再び犯罪をすることなく社会生活を送ることをいいます。

ソーシャル・インクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいいます。

再犯防止推進計画の基本方針の中にも、「犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない社会」の実現に向け（後略）」という形でこのソーシャル・インクルージョンの理念が取り込まれています。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。法務省SDGsロゴ

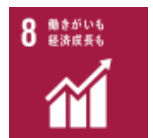
持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない（No one will be left behind）」ことがうたわれています。法務省では、犯罪や非行をした者の再犯防止対策を推進することなどにより、SDGs達成に向けて取り組んでいます。



法務省のSDGs達成に向けた取組（犯罪や非行をした者の再犯防止）

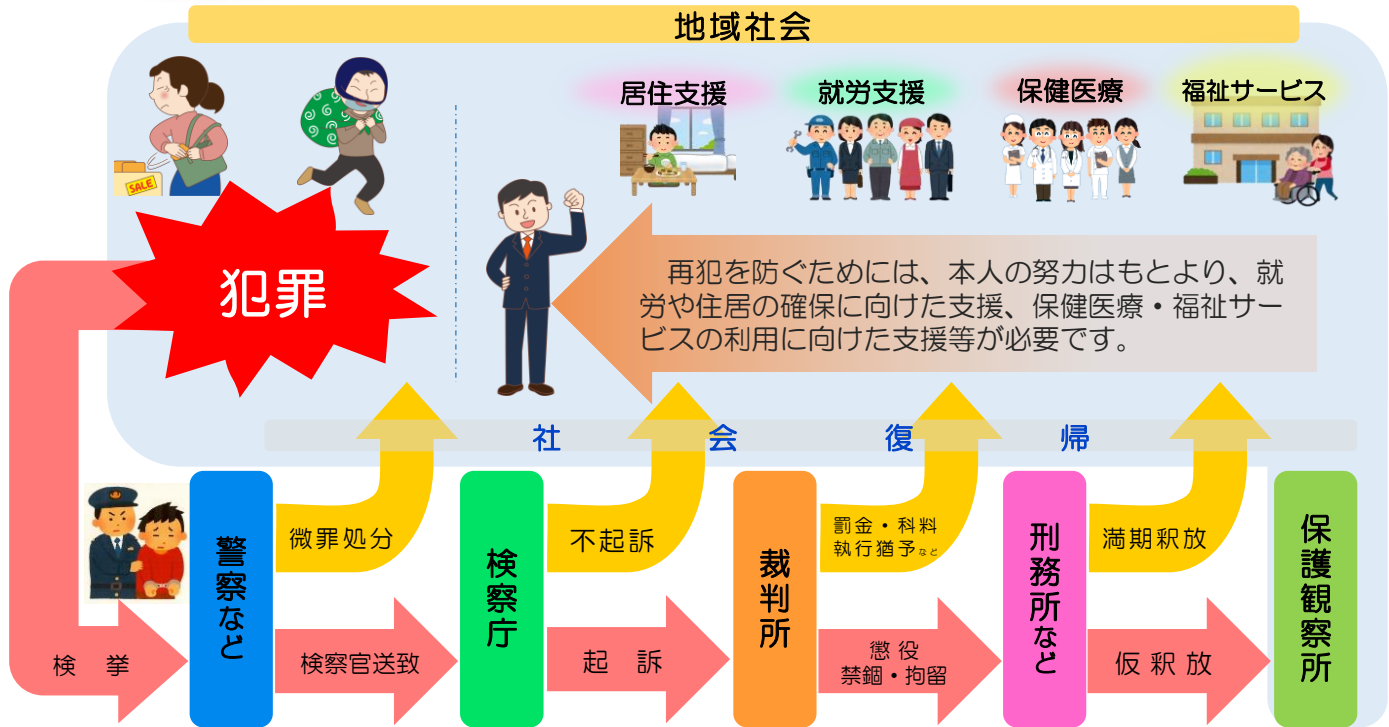
「再犯の防止等の推進に関する法律」及び「再犯防止推進計画」に基づき、以下の再犯防止対策を推進

- 犯罪をした者等の特性に応じた指導
- 就労・住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用促進
- 学校等と連携した修学支援等



刑事司法手続に関する用語

刑事司法手続の流れ



検挙

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げることをいいます。

微罪処分

軽微な犯罪で処罰の必要がないものとして、あらかじめ検察官が指定したものについて、警察が事件を検察官に送致しない手続をとることをいいます。

起訴

公訴を提起することを起訴とといいます。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であって、検察官が行う重要な処分です。公訴の権限は、国の機関である検察官が有し、被害者などの一般の人が起訴することはできません。また、この権限は検察官が独占していますので、司法警察職員等（一般司法警察職員である警察官や特別司法警察職員である特定の行政庁（刑事施設もその一つ）の職員をいう。）の他の機関が起訴することはできません。ただし、裁判所による準起訴手続及び検察審査会の起訴議決に基づく公訴提起の例外があります。

起訴は、事件について第一審の裁判権を有する裁判所に行います。起訴するためには、裁判所に対し、起訴状を提出しなければなりません。起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求があります。

刑事司法手続に関する用語

不起訴

検察官の行う終局処分のうち、公訴を提起しない処分を不起訴処分といいます。不起訴処分の種類には、主に次のようなものがあります。

訴訟条件を欠く場合	被疑者が死亡したとき、親告罪について告訴が取り消されたときなど。
被疑事件が罪とならない場合	被疑者が犯罪時14歳に満たないとき、被疑者が犯罪時心神喪失であったときなど。
犯罪の嫌疑がない場合	被疑者が人違いであることが明白になったとき。 犯罪の成立を認定すべき証拠がないことが明白になったとき。
犯罪の嫌疑が不十分な場合	犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき。
起訴猶予	犯罪をした事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

罰金刑・科料刑

いずれも刑法に定められている財産刑であり、罰金は1万円以上、科料は千円以上1万円未満とされています。

罰金や科料を完納することができない者は、刑事施設に附置されている「労役場」に留置されます。

懲役刑

刑事施設に拘置して、所定の作業を行わせる自由刑です。

無期と有期があり、有期懲役は1月以上20年以下とされています。

ただし、併合罪などにより刑を加重する場合には最長30年となります。

禁錮刑・拘留刑

刑事施設に拘置されますが、所定の作業は行わない自由刑です。

禁錮刑は、無期と有期があり、有期禁錮は1月以上20年以下とされています。

ただし、併合罪などにより刑を加重する場合には最長30年となります。

拘留刑の期間は、1日以上30日未満とされています。

刑事司法手続に関する用語

全部執行猶予

裁判所が刑を宣告した場合において、情状により、刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは、その刑を執行しないこととする制度をいいます。

初度の執行猶予と再度の執行猶予（猶予期間中の再犯に対して刑を言い渡す場合の執行猶予）があり、初度は3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金を宣告する場合に、再度は1年以下の懲役・禁錮を宣告する場合に、これを付することができます。

猶予期間は、初度も再度も、1年以上5年以下の範囲において決定されます。

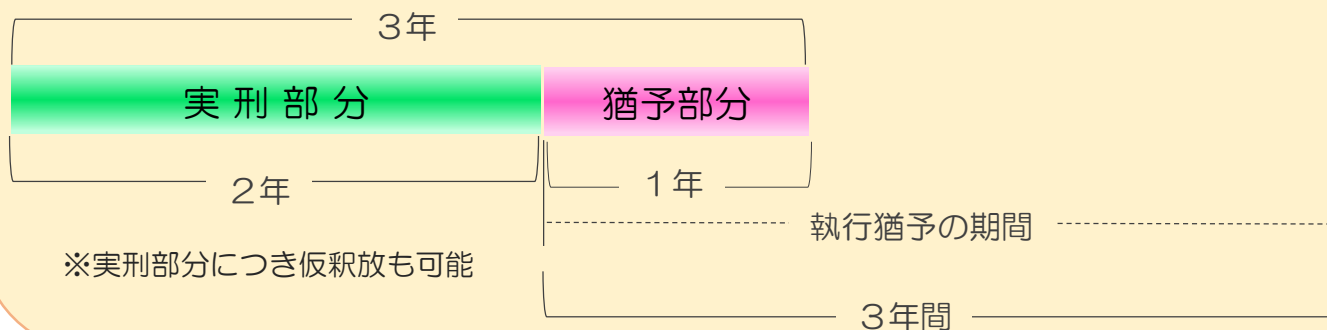
刑の一部執行猶予

裁判所が、3年以下の懲役・禁錮を宣告する場合に、その刑の一部について、1年以上5年以下の期間、執行を猶予することができる制度をいいます。

初入者等（前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等）や薬物使用等の罪を犯した者が対象となります。

刑の一部執行猶予は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他情状を考慮して、**再び犯罪をすることを防ぐために必要**であり、かつ、相当であると認められることが要件となっています。

【例】懲役3年、うち1年につき3年間執行猶予



仮釈放

懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行います。

刑事司法手続に関する用語

認知件数

警察等捜査機関によって犯罪の発生が把握された件数をいう。認知件数と実際の発生件数は一致しないことが多いですが、公的に認知された発生件数という意味において、認知件数は単に発生件数ともいいます。

検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいいます。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合があります。

再犯率

犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのを見る指標であり、いわば将来に向かってのものです。

再犯率と再犯者率の違いについては、「平成28年版犯罪白書」のコラムでも説明されています。

再犯者率

犯罪により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのを見る指標であり、過去に遡るものです。

刑法犯

危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除いた刑法及び次の特別法に規定する罪をいいます。

①爆発物取締罰則②決闘罪に関する件③印紙犯罪処罰法④暴力行為等処罰法⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律⑥航空機の強取等の処罰に関する法律⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律⑩組織的犯罪処罰法

警察庁では、事件内容によって刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」という6種に分類しています。

刑事司法手続に関する用語

特別法犯

刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例・規則違反を含みます。

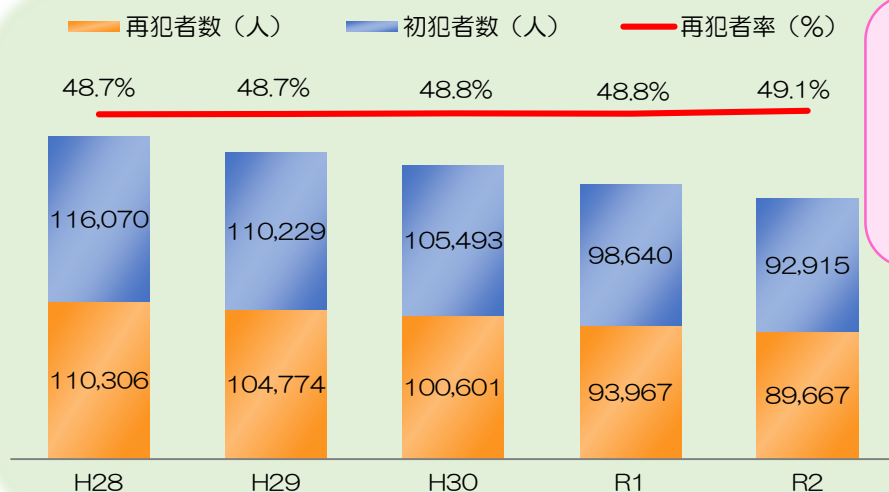
犯罪白書では、主な統計データとして道路交通法違反、覚醒剤取締法違反、軽犯罪法違反、廃棄物処理法違反、出入国管理法違反、大麻取締法違反、銃刀法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、自動車損害賠償保障法違反、風営適正化法違反等が計上されていますが、道路交通法違反が全体の7割以上（令和2年）と特別法犯の多くを占めています。

初犯者

犯罪により初めて検挙された者をいいます。

再犯者

検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいいます。



刑法犯検挙者数に占める再犯者数は年々減少していますが、初犯者数がそれを上回るペースで減少し続けていることから、再犯者率は近年上昇傾向にあります。

被疑者

犯罪の嫌疑のある者であって、いまだ検察官の終局処分がなされていない者をいいます。

被告人

公訴を提起され訴訟が係属中の者をいいます。

被疑者も被告人も「無罪の推定」とされるため、刑事裁判で有罪が確定するまでは犯罪者として扱われることはありません。

刑事司法手続に関する用語

初入者

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいいます。

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいいます。

再入者数も刑法犯検挙者に占める再犯者数と同様、近年減少傾向にあります。

非行少年

「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」を総称して非行少年といいます。

犯罪少年	罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

受刑者

懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいいます。

なお、「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中（1月1日から12月31日までの期間をいう）に新たに入所した受刑者をいいます。

保護観察

犯罪をした者等が、実社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司が行う指導と支援をいいます。社会の中で処遇を行うため、「社会内処遇」といわれています。保護観察の対象者は、主に以下の4種類です。

少年	成人
保護観察処分少年 非行により家庭裁判所で保護観察に付された少年	仮釈放者 懲役または禁錮の刑に処せられ仮釈放を許された人
少年院仮退院者 少年院からの仮退院を許された少年	保護観察付執行猶予者 刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人

刑事司法手続に関する用語

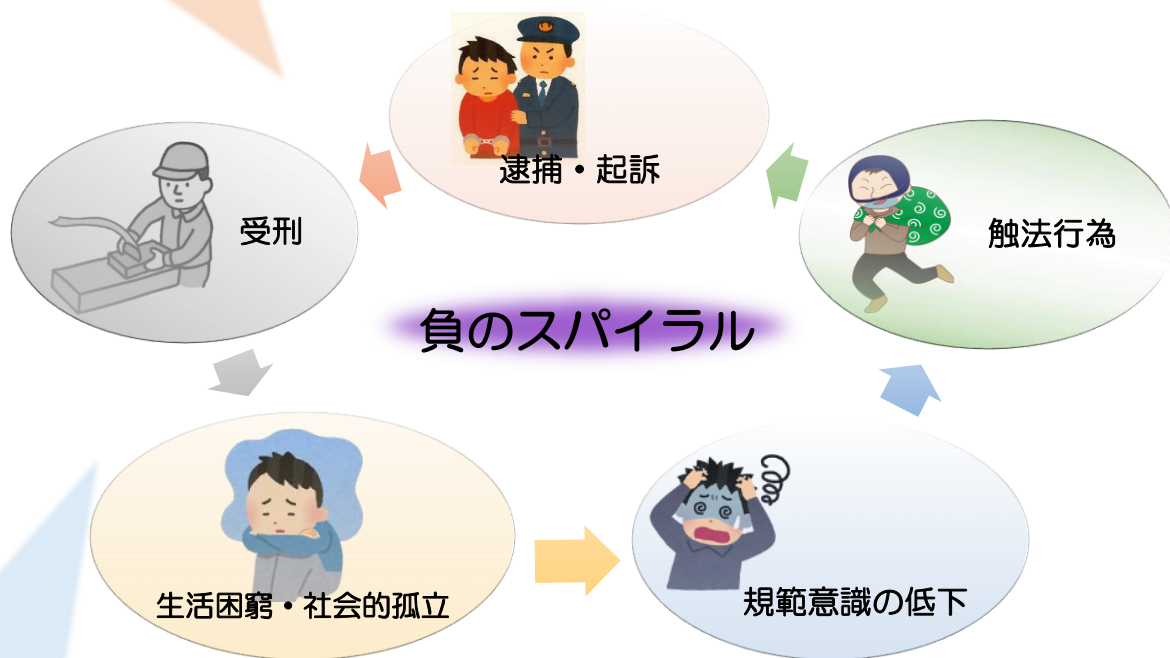
医療観察制度

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。）、殺人、放火等の重大な他害行為を行った精神障害者の社会復帰を促進することを目的とした制度です。保護観察所は、精神医療や精神保健福祉の関係機関と共に、このような精神障害者の症状の改善及び同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進しています。

入口支援（矯正施設に入所するに至る前の段階の支援）

高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいいます。

矯正施設に何度も入所してしまう人たちが一定数います。こうした人たちの常習化を防ぐために早期から適切な福祉的支援の環境調整を開始することによって、更生の可能性がさらに高まることが期待できます。



出口支援（矯正施設に入所した後の段階の支援）

矯正施設を出所した者を福祉につなげるなどして更生するための環境を整える福祉的支援をいいます。

たとえば、受刑者等のうち、障害を抱えているが支援者がいない者や、高齢で住む場所も仕事もない者が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施しています。

法務省関係機関に関する用語

検察庁

検察官の行う事務を統括する機関で、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁があるほか、必要に応じて高等検察庁及び地方検察庁に支部が置かれています。

検察官・検察事務官等が執務しています。

地方検察庁

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50箇所にあります。

その他、各地方裁判所の支部が合計203箇所があり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件等を取り扱います。

広島地方検察庁
広報キャラクター



けんさつコラボくん
けんさつコラボちゃん

検察官

検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。

警察などから送致を受けた事件、検察官に直接告訴・告発のあった事件及び検察官が認知した事件について捜査を行い、これを裁判所に起訴するかどうかを決めます。

検察官は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、刑の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として、民法など、各種の法律により数多くの権限が与えられています。

検察官のバッジ



家庭裁判所

夫婦関係や親子関係などの紛争について話し合う調停と、これらの紛争に関する訴訟や審判を行い、また、非行のある少年の事件について審判を行う裁判所です。

少年が罪を犯した場合、検察官は事件を家庭裁判所に送致するのが原則です。

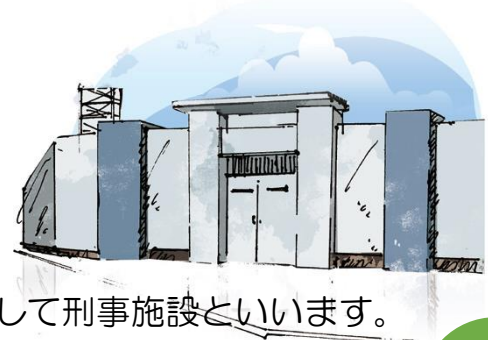
家庭裁判所は、罪を犯した少年などに過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年の調査や審判を行い処分（保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致）を決定します。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称して矯正施設といいます。犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行います。

刑事施設

矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設といいます。



法務省関係機関に関する用語

婦人補導院

売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業指導、その他更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている施設をいいます。

法務少年支援センター

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助業務）を行っています。

少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応しています。

右のシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたものです。

法務少年支援センター
シンボルマーク



刑務官

刑事施設の規律・秩序を維持し、被収容者を更生に導くため、罪を犯した者に責任を自覚させるだけでなく、健全な社会人として暮らすための知識や生活態度を身に付けさせる仕事をしています。

刑務官キャラクター



みま

法務教官

少年院や少年鑑別所などに勤務し、少年たちの個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行います。また、刑事施設に勤務し、受刑者の改善指導、教科指導、就労支援等を行います。

法務省関係機関に関する用語

法務技官

法務技官とは、心理学等の知見を生かして、少年鑑別所において、非行をした少年たちの鑑別等を実施したり、刑事施設において、受刑者の心理検査等を実施したりする心理技官のほか、刑事施設における作業教育や職業訓練の指導を担当する作業専門官、刑事施設出所後に福祉的支援を必要とする者に対応する福祉専門官、受刑者等に対する就労支援を推進する就労支援専門官、矯正施設における被収容者等の健康管理や治療等行う矯正医官などのことをいいます。

矯正管区

法務省矯正局の事務を分掌する地方支分部局として、管轄区域の矯正施設の適切な運営の管理を図るため指導監督調整等を実施している機関であり、各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8箇所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）に設置されています。

広島矯正管区は、中国地方5県（広島、山口、岡山、鳥取、島根）に所在する矯正施設を管轄しています。

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

コレワークは、法務省が所管している国の機関で、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し、採用手続のサポート（①雇用情報提供サービス、②採用手続支援サービス、③就労支援相談窓口サービス）を行うために設置された組織です。

全国に8つある矯正管区に設置され、事業者の方々からの相談に応じています。

「コレワーク」という名称は、平成28年11月に設置する際、公募により決定され、「受刑者等の矯正：correction」、

「中核：core」、

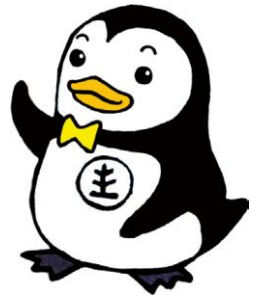
「全国の受刑者等の情報収集：collection」、

を表す「コレ」に仕事を表す「ワーク」をつけることで、受刑者等を仕事に結び付ける支援を通じて再犯防止の核となる決意を表しています。

法務省関係機関に関する用語

地方更生保護委員会

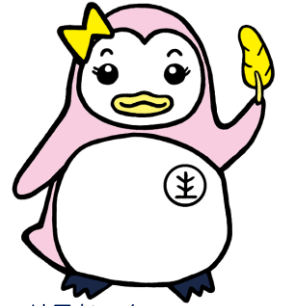
法務省保護局の地方支分部局として、各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州）に設置されており、仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取り消し、少年院からの仮退院及び退院の許可等に関する権限を有する合議機関です。



ホゴちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)

保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれています。更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察②生活環境の調整③更生緊急保護④恩赦の上申⑤犯罪予防活動⑥精神保健観察⑦犯罪被害者等施策などの事務を行っています。



サラちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)

保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした者等に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事しています。

犯罪をした者等が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力を生かしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

社会復帰調整官

保護観察所に勤務し、精神保健福祉士等の資格を有し、精神保健や精神障害福祉に関する専門的知識に基づき、医療観察制度の対象となる精神障害者に対する精神保健観察や、生活環境の調整等の処遇に従事しています。

保護司

犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が矯正施設から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また、犯罪を予防するために“社会を明るくする運動”等の啓発活動を行っています。

法務省関係機関に関する用語

更生保護

犯罪をした者等を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。



更生保護施設

犯罪をした者等の中には、頼ることのできる者がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない者がいます。

こうした者たちを一定の期間保護して（宿泊の供与、食事の供与、生活指導などを行い）、その円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っている施設です。

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会を始めとする更生保護ボランティアが、地域の関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部貸与を受けて、開設しています。

経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生緊急保護

- ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた者
- ②親族から援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない又はそれらのみでは改善更生できないと認められる者
- ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た者

の全てに当てはまる人を対象とし、原則として6月以内、食事の供与、医療及び療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室及び必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導・助言の実施などの措置を行うことをいいます。

協力雇用主

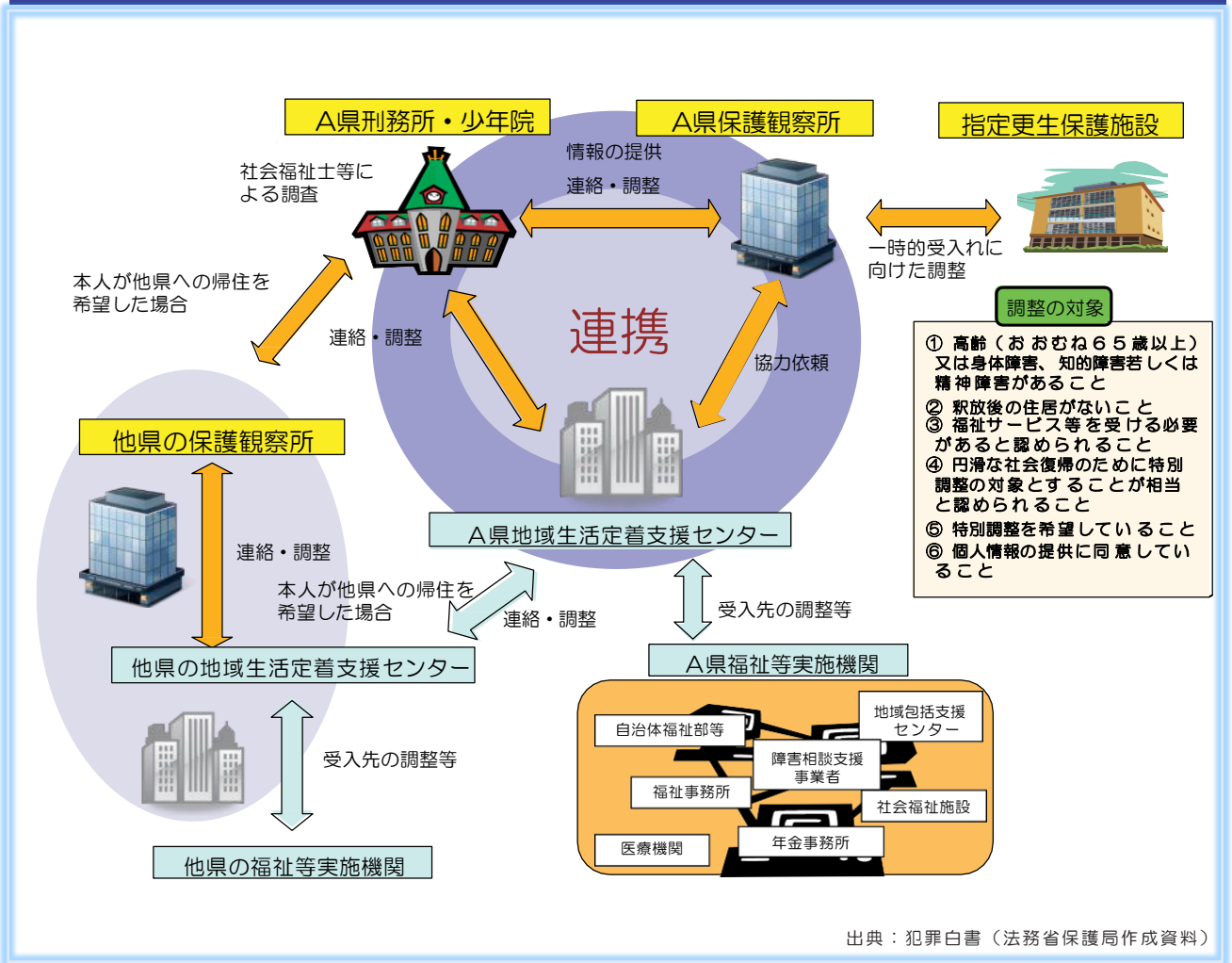
犯罪や非行をしたため定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々のことをいいます。

法務省関係機関に関する用語

特別調整

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組をいいます。

高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について



矯正施設に関する用語

矯正処遇

受刑者の資質及び環境に応じて、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るために、受刑者に行わせる、作業、改善指導及び教科指導をいいます。

改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適應するのに必要な知識や生活態度を習得させるために必要な指導を行うもので、全ての受刑者を対象とした一般改善指導と特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした特別改善指導があります。

作業

刑務作業は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成して規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任を自覚させるとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、その社会復帰を促進することを目的としています。

刑務作業には、次の4種類があります。

- ①生産作業（物品製作・労務提供の作業）
- ②社会貢献作業（社会に貢献することで改善更生・円滑な社会復帰に資する作業）
- ③職業訓練（免許や資格の取得、職業に必要な知識と技能の習得をさせる作業）
- ④自営作業（炊事や洗濯など、受刑者が矯正施設で生活するに当たって必要な作業）

受刑者の一日

※懲役受刑者の生活例です。

6:45 起床

洗顔やトイレを済ませ、点検を待ちます。

7:00 点検

人数を確認することが第一の目的ですが、職員が受刑者各人の様子や、顔色を見て、健康状態などを確認することも重要な目的の一つです。

7:10 朝食



7:40 工場へ移動

更衣室で居室衣から作業衣に着替えます。この機会に不正な物品の持ち出しや身体の異常の有無を確認するための身体検査が行われます。



8:00 作業開始

準備体操をしたり、作業場の注意事項を確認したりして、作業に向けての体調と心構えを整えてから、作業を開始します。

12:00 ~12:40 昼食・休憩



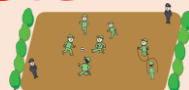
16:40 作業終了

作業終了後、居室に戻る前に身体検査を行います。
※入浴の実施日には、入浴の時間に応じて作業時間が短縮されます。

作業以外に行うこと

運動

心身の健康を保つために、1日30分以上、戸外での運動の機会が設けられています。



職業訓練

出所後の就労に役立つ知識や技能を習得するため、様々な職業訓練を行っています。



面会

家族や雇用主との良好な関係は、改善更生及び円滑な社会復帰に良い影響を与えます。



診察

刑事施設の職員である医師が診察を行い、必要な場合は、外部の医療機関でも診察を行います。



入浴

1週間に2回以上入浴ができます。1回あたりの入浴時間は15分から20分となっており、夏季は入浴回数を増やすなど衛生面への配慮もしています。



居室へ移動～点検

入浴終了後、居室に移動します。居室に戻ると、人数を確認するため点検を行います。

17:00 夕食

21:00 就寝

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、円滑な社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 再犯防止等に関する施策の有効性に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

参考資料

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

参考資料

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7% (平成29年)



安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

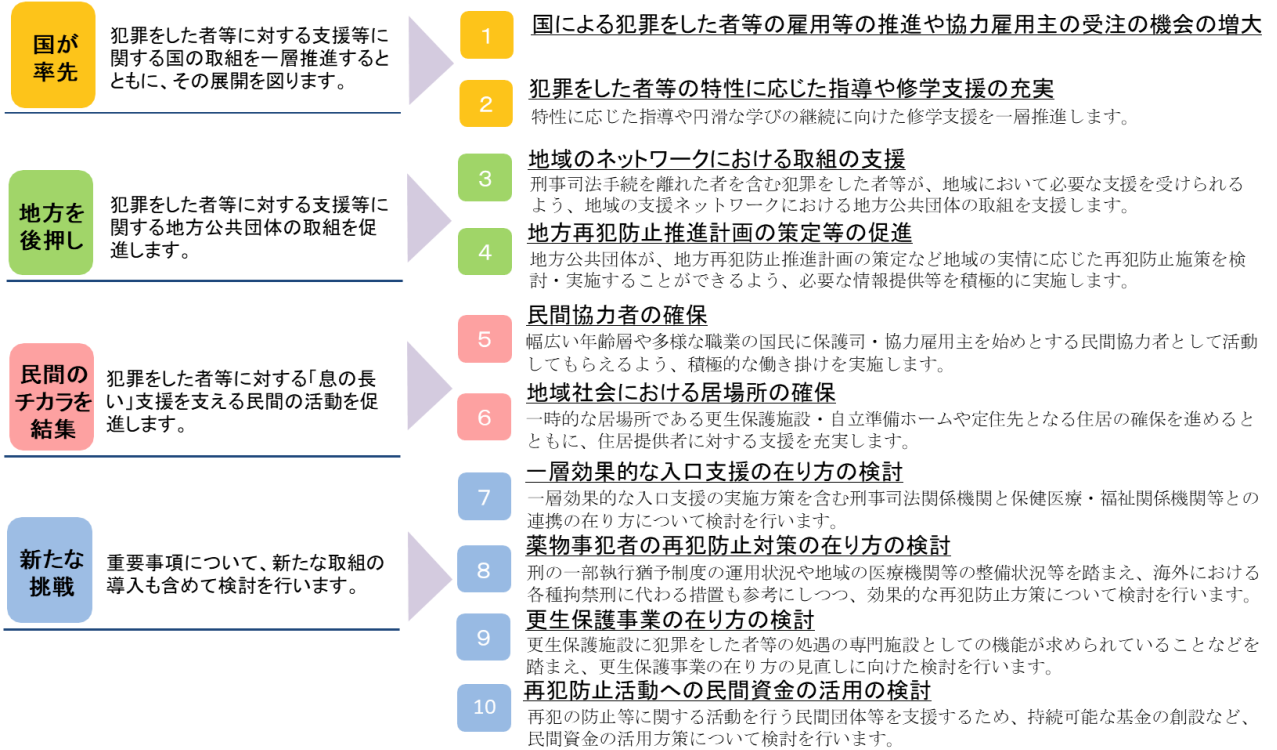
⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

参考資料

10の再犯防止アクション宣言

新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進計画に基づき、特に以下の施策を重点的に推進します。



再犯防止推進計画加速化プラン



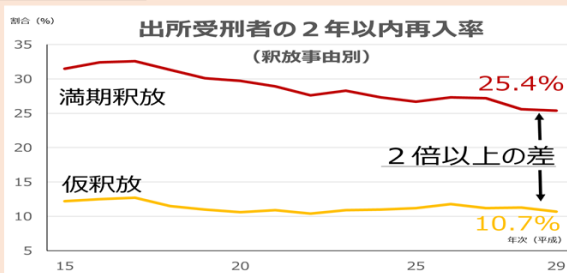
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人 (直近5年間の平均)
→2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体 (R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

犯罪の繰り返しを防ぐためには、地域社会における「息の長い」支援が必要です。

犯罪をした者等の立ち直り・再犯防止について、引き続き、ご理解とご支援をお願いいたします。

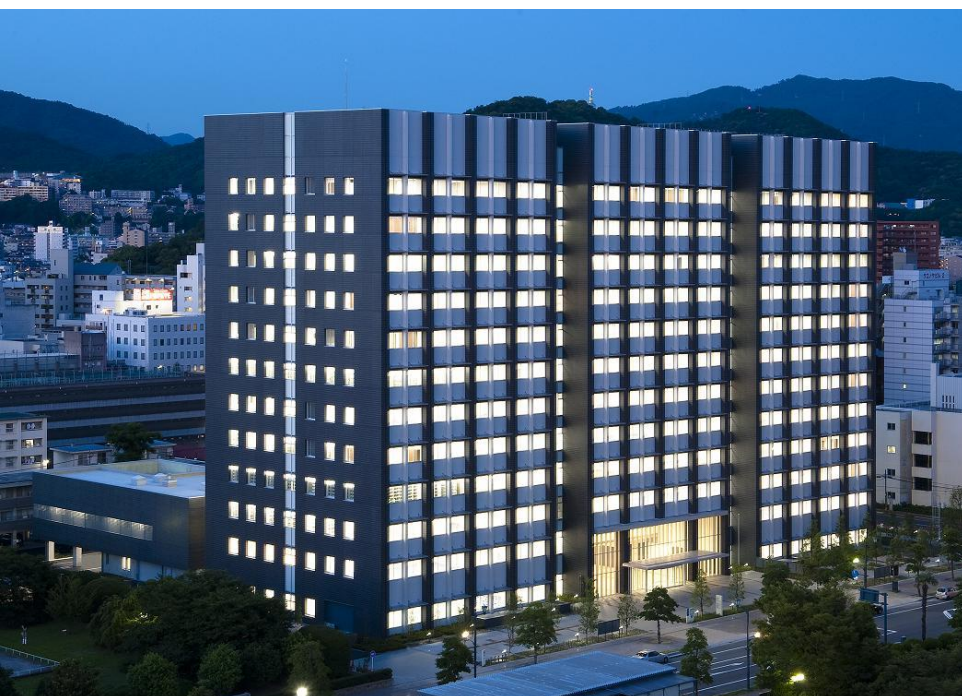


犯罪に

戻らない 戻さない

立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind



広島地方検察庁
刑事政策総合支援室
(直通：082-221-9603)